

# スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2016年5月27日発行 第62号

## 居場所づくり勉強会 第43弾!

### ～みんなで学ぼう! 障害者差別解消法～

障害者差別解消法が4月1日から施行しました。もう知っているよ!という人も多いですね。

さて、どんなことが差別になるのでしょうか。もし差別がおきたときはどのような解決の仕組みがあるのでしょうか。今回は、初めて学ぶ人も、もう知っているという人も、クイズなどをおして差別解消法や京都府障害者権利条例の理解を今一度深めたいと思います。この法律は、すべての人に関係のある法律です。とくに、障害のある人の地域生活には大きくかかわってきます。「難しいこと」と気負わずに、気楽に参加してください。身近な例をもとに一緒に学びましょう!

日時: 6月30日(木)

14:00-16:00

場所: 日本自立生活  
センター事務所

参加費: 無料

担当者: 横川

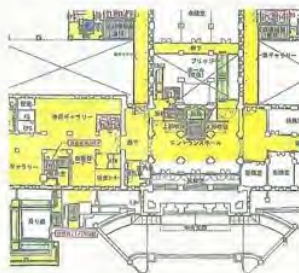
京都市役所の庁舎改修、建替えの案が提案されています。市は、本庁舎を歴史的建物として維持する方針ですが、1階が地上より2m程度高いため、どの入口からもエレベーターか段差解消機を使わなければ入ることができない設計案となっています。また正面玄関の階段は現状のままで、車いす使用者は使うことができません。このままでは、車いすやベビーカーを使用する人、足腰膝の痛い人など、階段が使えない人にとって不便な庁舎になってしまう可能性があります。私たち市民の建物ですので、ぜひ注目していきましょう。

京都市役所 2016年(平成28年)5月26日 木曜日 17版

## 本庁舎表玄関 車いす入れず



⑨寺町御池側から見た京都市新庁舎整備のイメージ図(京都市提供) ⑩京都市役所本庁舎1階の改修案。エントランスホールなどは地上約2メートル(京都市提供)



(岡本晃明、清原裕也)

### 京都市役所の整備素案

京都市の新庁舎整備事業で、昭和初期に完成した本庁舎を含めた整備内容やバリアフリー化の素案が25日、市みやこユニバーサルデザイン審議会利用しやすい施設づくり部会に示された。保存活用する本庁舎の正面入口は車いす使用者が入れない造りのままで、委員から見直しを求める意見が出た。

耐震改修して保存活用する本庁舎の1階の床面は周辺道路より約2m高い。整備案では、建替える西庁舎は寺町通から段差なく入館できるが、本庁舎の正面玄関はスロープを設置せず、玄関の西側に車いす用段差昇降機を設置する。

## 障害者委員「スロープを」

### 市「文化価値のため、現在の形で…」

耐震改修して保存活用する本庁舎の1階の床面は周辺道路より約2m高い。整備案では、建替える西庁舎は寺町通から段差なく入館できるが、本庁舎の正面玄関はスロープを設置せず、玄関の西側に車いす用段差昇降機を設置する。

車いすユーザーの金庫委員は「4月に障害者差別解消法が施行されたが、設計案では車いす使用者は本庁舎に正面から入れず、建物の隅から入らなければならない。車いす使用者のみ異なる扱いをされるのは残念」と訴え、これまでにも正面玄関にスロープ設置を要求している。市側は「歴史的建物の文化価値を保存するため、正面は現在の形で保存したい」と説明した。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当: 横川

ご意見・企画のアイデアなど大歓迎! バックナンバーはホームページ↓で読むことができます。

TEL: 075-682-7950

E-mail: [jcil-kyoto@jcil.jp](mailto:jcil-kyoto@jcil.jp)

URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

4月から職員が1名増えました。さっそく紹介したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 職員自己紹介

- ① なまえ ② JCIL との関わりはいつから？
- ③ きっかけは？ ④ どんな仕事をしていますか？
- ⑤ A:大切にしていること B:これからしたいこと

- ① 村田 章徳 (むらた あきのり)
- ② 2015年2月から
- ③ 林友樹さんの紹介(地元が同じ)
- ④ 介助、コーディネーター
- ⑤ A:健康、自分の時間  
B:旅行が好きなので、四国や九州、海外旅行がしたいです。



## 居場所づくり勉強会 第42弾報告

### NHK 番組鑑賞会：『戦後史証言～日本人は何をめざしてきたのか～ 第6回 障害者福祉 共に暮らせる社会を求めて』

障害福祉の制度がいつごろ、どのようにつくられてきたか、ご存じですか？

今回の勉強会で鑑賞した番組は、その過程が非常にわかりやすく、実態に沿った形でまとめられています。

日本の公的な障害者福祉は、傷痍軍人の訴えとヘレン・ケラーの来日によって始まりました。1960年代、重度の障害のある子どもたちの親が訴え、大規模な施設が次々と建てられ、障害のある子どもは施設に入れられるようになりました。とはいえ、親元で暮らす障害児のほうが多く、そのなかで家族に殺される子どももいました。けれど、世間は、介護の大変さから子を殺した親に同情的で、減刑を求める声、施設が足りないという声が圧倒的でした。そんななか、反論を唱えたのが脳性マヒの当事者グループ「青い芝の会」のメンバーです。障害のある子は殺されても仕方がないという考え方は差別だという怒りの声を路上であげます。ここから、当事者が声をあげる運動が始まっていきます。

1970年代になり、障害者は施設の自由のない生活、非人間的な扱われ方に怒りを表明し始めました。都庁前にテントをはって抗議行動をして、施設内の生活環境の改善を求めるとともに、施設から出て、地域で暮らせるようにしてほしいという要望がでてきます。ボランティアをつかって地域で暮らす障害者が現れ、やがて、介護の公的保障要求運動になっていきました。所得保障として年金制度もつくられます。また、地域で暮らすためには移動の保障も欠かせません。バスの乗車拒否に反対して、バスの前に座り込みを行う障害者もいました。こうした体をはった当事者の闘争によって、現在の障害福祉サービスや差別解消法、交通バリアフリーが施策として整備されていくことになったのです。

この番組のすごいところは、障害当事者だけでなく、当時の政策担当者にも取材をして話を聞いていることです。運動をしてきた人々の言葉はもちろん貴重ですが、政策をつくる側がその時代の状況でどのように考えていたかを知ることができます。勉強会に来ることができなかつた方にもぜひご覧いただきたいです。関心のある方には、1人一週間以内でDVDを貸し出します。1枚しかないので、まずは横川までお問い合わせください。

## こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうにか動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。

★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日 時:6月20日(月)

17:00-18:15 (OPEN16:45)

場 所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料



\*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

# 総合支援法が改正されたよ！ えっ、ほんま？Part50

自立生活満喫中のリツコさん  
でもあんまり難しい話は苦手…



なんか急に暑くなったね。

えっ。総合支援法が改正されたん！？

ああ、確かに、その話しあったなあ。

あ！そういえば、ALSの方が、国会に呼ばれたけど、コミュニケーションに時間かかるから、出席を拒否された、という事件があった！  
あれと、今回の改正が関係あるんやね。

そうかあ。入院時のヘルパー派遣のことはタクオさん、前にも言うてたやんな。あれが、今回の改正の内容だというわけね。

うん？ けど…、なに？

そうなんやあ。  
たとえばどんな問題があるん？

そうかあ。それは残念。どこが問題なのか、わかりにくいものもあるけど、まだ不十分なんだね。

そうなんやね。また一緒に勉強しよ～！

障害者制度改革について  
勉強中のタクオさん  
小難しいこともやさしく(?) 解説



ほんとだね。梅雨前だけど、30度こえる真夏日の日もあるもんね。ところで、総合支援法が改正されたよー。

うん。なんか突然の話しに聞こえるかもしれないけどね。自立支援法から総合支援法に変わったのが、3年くらい前。そのとき、総合支援法が不十分だったから、3年後に見直ししましょう、という話になっていたよね。

うん。それで、去年くらいから、厚労省内で、いろいろ検討会が開かれて、それで今度の国会で、障害者総合支援法改正案が成立したわけ。5月25日に参議院本会議を通ったの。

そうそう！ALSの方は、主に入院時のヘルパー派遣のことを要望していた。その内容も今回の改正案に入っていたからね。

そうそう。入院時のヘルパー派遣の制度化は確かに評価できる。けどね、

いやー、もとをただせば、自立支援法から総合支援法に変わるとき、障害当事者がいっぱい集まり、他の関係者と議論して、「骨格提言」というのをつくったわけだ。その骨格提言から、今回の改正はやっぱりほど遠いわけよ。

たとえば、移動介護が自治体まかせの制度になっていて全国的にばらつきがありすぎる点、あるいは通勤、通学での利用が認められていない点。それから、介護保険優先原則の問題点。それから、精神病院での社会的入院の問題点。他にもいろいろあるけど、そうした問題は、全然解決されないんだ。

うん。今回の改正によって、一定の前進を見た問題もある。けど、まだまだ制度全体に問題は多い。たとえば、もう一度骨格提言を読んで勉強したりして、今なにが問題なのかきちんと把握することも大切だよー。

JCIL&WORKS アートフェスタ  
**ArtFesta2016**

作品募集中! テーマ「愛」  
あい

会 期/2016年8月20日(土)~22日(月)

会 場/京都市地域・多文化交流ネットワークセンター

### アートフェスタとは・・・

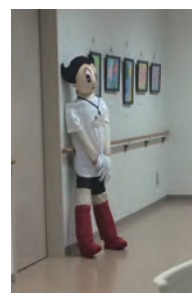
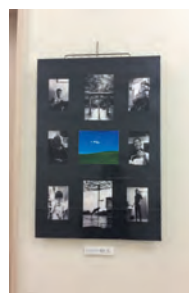
障害のある人、又その周りにいる人たちが、地域や施設で生活している自分達を表現する手段としての芸術、工芸の作品を募集します。新しい技術、手法、発想、考え方で作られた作品大歓迎です。

今年のテーマは「愛」。一口に「愛」といっても様々な形や表現が人によって存在します。

「恋愛」「兄弟愛」「親子愛」「世界愛」「人類愛」「愛燦燦」「相合傘」等々、貴方の「愛」の形やあり方を作品を通して表現して下さい。お待ちしております。

詳しくはワークスまで

- ◇募集作品 絵画、陶芸、写真、書、彫刻、その他
- ◇応募資格 障害のある個人又はグループ及びその関係者
- ◇応募期間 2016年6月1日～6月30日まで(必着)  
※ 作品募集要項はJCIL・ワークス共同作業所で配布。
- ◇応募方法 別紙(申込書)に必要事項を記入の上、事務局までお送り下さい。受付後、受付確認票を送ります。(住所氏名を記、切手貼付)
- ◇作品形態 絵画、写真、書 →(幅)500mm×(高さ)1500mm  
(壁面に吊り下げ可能な額装を含む)  
彫刻、陶芸、工芸等 → 500mm×500mm  
20kg以下の平面に設置可能なもの
- ◇出品料 無料(搬入、搬出の経費は各自負担)



過去の出展作品